

# 平成28年度事業報告書

## 一. 本協会の管理運営に関する事項

### 1. 土地家屋調査士法施行規則に基づく諸手続

平成28年11月21日 東調協発第136号にて「会計年度終了に伴う報告書の提出について」を東京法務局長宛提出

### 2. 運営の合理化

- (1) 入会及び退会等に関する規則の一部改正
- (2) 入会金及び会費に関する規則の一部改正
- (3) 役員等報酬・手当規則の一部改正
- (4) 役員等候補者に関する規則の一部改正
- (5) 入会及び退会等に関する事務取扱規程の一部改正
- (6) 従たる事務所運営規程の一部改正
- (7) 支所運営規程の一部改正
- (8) 会計処理規程の一部改正
- (9) 創立30周年記念事業実行委員会設置規程の制定
- (10) 業務配分等研究委員会設置規程の制定
- (11) 役員給与支払いに関する申合せ事項の一部改正

## 二. 会務一般に関する事項

### 1. 社員数及び異動状況

期 首	平成28年4月1日	534名
		14法人
期中入会者		22名
		3法人
期中退会者		37名
		1法人
内 訳	退 会	17名
	資格喪失	20名
		1法人
期 末	平成29年3月31日	519名
		16法人

### 2. 本協会の機関

役 員（定款第24条）

理 事 12名（うち、役付理事：理事長1名、副理事長1名、常任理事2名）

監 事 2名

理事会構成員（定款第32条）

理事全員 12名

常任理事会構成員（理事会等議事規程第19条）

役付理事全員 4名

理事会の業務分掌（事務処理規則第2条）

総務部 5名 副理事長1名、常任理事1名、理事3名

業務部 6名 常任理事1名、理事5名

各種委員会（事務処理規則第6条）

各省連携地籍整備対応プロジェクトチーム 7名

業務配分等研究委員会 7名

創立30周年記念事業実行委員会 18名

3. 従たる事務所（定款第39条、従たる事務所設置規則第1条）

支所（定款第40条、支所設置規則第1条）

6 従たる事務所

25 支所

（内訳は、別表「従たる事務所又は支所別社員数及び異動状況」のとおり）

4. 事務局

事務局長 1名

職員 4名

5. 会議

社員総会 1回

理事会 12回

常任理事会 1回

部会

総務部会 12回

業務部会 12回

中間監査 1回

期末監査 2回

支所長会議 2回

総会正副議長予定者との打合せ 1回

各省連携地籍整備対応プロジェクト会議 6回

業務配分等研究委員会 9回

創立30周年記念実行委員会 5回

管理・運営分科会 6回

記念誌分科会 8回

世田谷分科会 11回

八王子分科会 4回

東京土地家屋調査士会との意見交換会 3回

### 三. 事業計画に基づく業務執行状況

マイナンバー制度の導入や消費税の引き上げ延期など、私たちを取り巻く環境の変化を迎えることとなり、その準備をしていくこととなったが、マイナンバー制度に関してはことのほか対応に時間と費用がかかった。

さて、今年度の本協会の動きとしては、総務部は、一般社団法人に移行後の規則や規程の改正を行った。

また、上記に挙げたマイナンバー制度実施の対応を行った。

業務部は、本部開発における東京都関連の受託が減少している傾向が見られ、従たる事務所・支所開発においては、受託のない支所が減り、全体では大都市型登記所備付地図作成作業等もあり受託実績を伸ばした。

ここ数年受託実績が回復してきたのは、社員の皆様の努力の結果であり、大変感謝するところである。

以上、基本方針にのっとり業務執行を行った。

また、協会創立30周年記念事業に役員、委員、従たる事務所長や支所長、社員の皆様方の協力を得て、シンポジウム、記念誌発行を行い成功裡に終了した。

#### 1. 基本方針

**基本方針1** 「これからの大規模な官公署の発注に対応すべく組織改革と強化、社員の育成と意識の向上に努める。」

**基本方針2** 「協会本部と従たる事務所および支所との連携の強化を図り、業務の受託をより確実なものとする。」

#### 部門計画

##### 総務部

##### 総務担当

##### (1) 協会運営の適正化及び組織の強化

運営をより円滑にするべく昨年度に引き続き諸規則等を確認し、誤記や条文の誤り等の修正、改正を進めた。

##### (2) 協会制度の広報

協会パンフレットの内容変更し、作成した。

##### (3) 社員の帰属意識の向上

社員台帳見直しの協議、社員の名刺作成配布、マイナンバー制度の説明等を行い、社員の業務円滑化、適正化を図るとともに帰属意識の向上に努めた。

HP更新、メールによる各従たる事務所長、支所長への情報発信を行い、情報の速やかな伝達を行った。

##### (4) 従たる事務所設置の推進

従たる事務所への移行の為、マニュアル、補助体制等を強化した。

##### (5) 社員数増強を図る

東京土地家屋調査士会の登録証交付式に副理事長が列席し、新規登録会員に本協会のPRを行い、引き続き当協会への加入を呼びかけた。

##### (6) 「災害復興まちづくり支援機構」への参画

部会、理事会で協議し、賛助会員への変更を決議した。

##### (7) 創立30周年記念事業実施

周年事業実行委員会を立ち上げ、各地区から委員を募り、平成29年12月9日に「ちず」シンポジウムを開催した。また、創立30周年の記念誌を作成した。

## 経理担当

### (1) 適正な経理事務の徹底

現金預金出納帳により毎月の従たる事務所及び支所の収支を確認した。

理事の軽微な執務も含めた執務量を確認し、執務時間の適正化を図るため、簡易執務報告書を導入した。

### (2) 経理事務の効率化

現金・預金出納帳の改正を行い本部と従たる事務所及び支所間における予算消化率の明確化を図った。

経理事務について顧問税理士と相談し効率化の検討をした。

### (3) 経費削減と予算管理の徹底

従たる事務所及び支所からの予算要望に対して適正な支出となるように指導し、引き続き予算要望書に対する従たる事務所及び支所への送金の適否を確認する体制をとり、経費削減と予算管理を行った。

### (4) 適正な費用弁償率の検証

今年度の受託額を考慮し、適正な費用弁償比率を経費の面から検討した。

## 業務部

### (1) 従たる事務所・支所との連携

支所開発の契約書について他の従たる事務所及び支所に情報提供することを行った。

板橋支所開発業務及び中野区発注の地籍調査事業について本部と支所とが協力し受託につなげた。

### (2) 業務配分方法の見直し

業務配分等研究委員会を設置し、本部開発等の配分状況の調査を行い、配分に苦慮する従たる事務所及び支所への対策を検討した。

### (3) 受託業務の迅速かつ適正処理の徹底及び業務管理の強化

業務担当の配置を変更し、より迅速な対応に努めた。

### (4) 運用基準に基づく適正な積算の検討

国内情勢に呼応し更新される運用基準額を基にし、落札情報を参考に適正な積算をした。また、発注者支援として積算協力を行い受託推進活動につなげた。

### (5) 競争入札への対応

競争入札に参加するとともに、入札において土地家屋調査士法に抵触していると見受けられる疑義案件については東京土地家屋調査士会に情報提供した。

競争入札に継続的に参加した。

### (6) 登記所備付地図作成作業及び地籍調査事業等の受託体制の確立

登記所備付地図作成作業について、昨年度からの継続作業（中央区）、今年度（渋谷区）の作業をした。

中野区の都市再生地籍調査（後期工程）を行った。さらに今後はサポート体制の整備、業務体系等の検討を業務配分等研究委員会で行った。昨年度に引き続き作業の拡充を図るため地籍調査員養成講座を開催した。

### (7) 司法書士協会との協同活動

発注者から権利に関する登記について紹介の要請があり、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会を推薦した。